

令和3年度文部科学省税制改正要望事項

令和2年9月

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- | | |
|---|--------|
| (1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長
延長 (金融庁との共同要望) | 【贈与税】 |
| (2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
拡充
延長 (経済産業省等との共同要望) | 【法人税等】 |
| (3) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付け
延長 に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長 | 【印紙税】 |
| (4) 技術研究組合の所得の計算の特例の延長
延長 (経済産業省等との共同要望) | 【法人税】 |

2. スポーツ関係

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) ゴルフ場利用税の在り方の見直し | 【ゴルフ場利用税】 |
|---------------------|-----------|

3. 文化関係

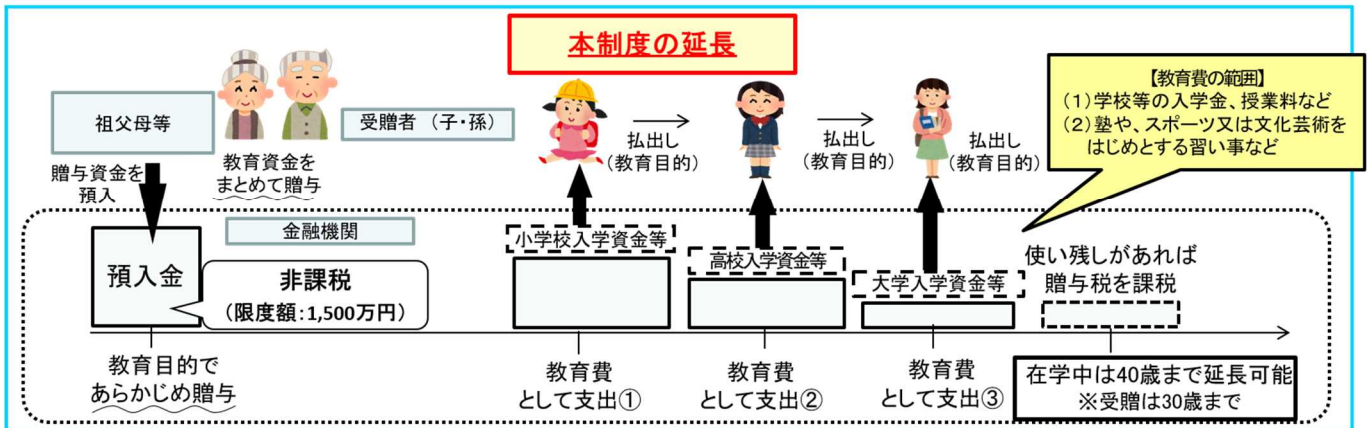
- | | |
|---|----------|
| (1) 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例
拡充 措置の拡充 | 【相続税】 |
| (2) 地域における文化観光の推進に資する文化財（古民家等）の取得
新設 に係る特例措置の創設
(国土交通省との共同要望) | 【不動産取得税】 |
| (3) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設
拡充 (能楽堂)に係る課税標準の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |
| (4) 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の
新設 見直し | 【固定資産税等】 |

令和3年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育、科学技術イノベーション関係

(1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和2年度末までの時限措置であることから、**本措置の延長**などを行う。



(2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等（※）との共同要望）【法人税等】

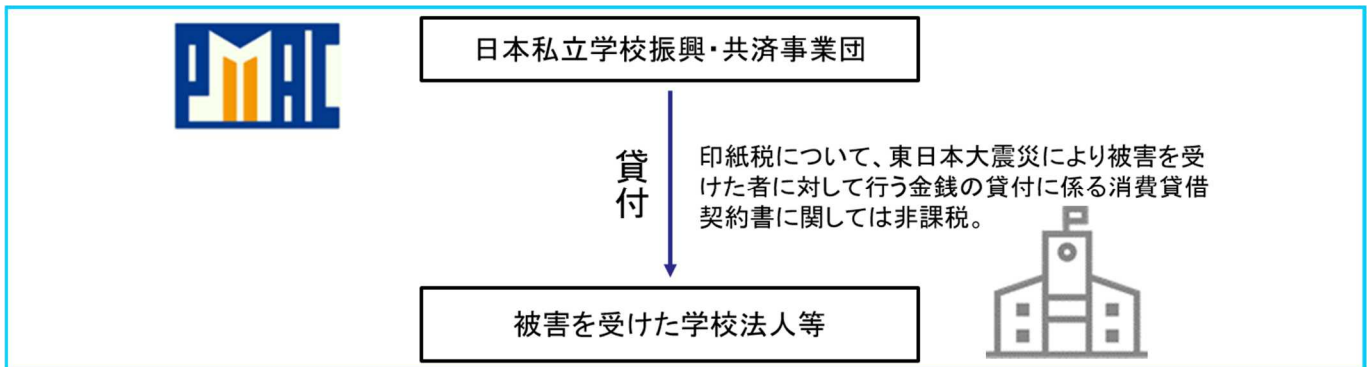
※「等」は、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省を指す。

民間企業の研究開発投資の維持・拡大を図るため、①**総額型**（中小企業技術基盤強化税制を含む）における**控除上限の引上げ**、②**クラウド環境で提供するソフトウェア**に係る試験研究費の**控除対象への追加**、③**オープンイノベーション型**の利用促進を目的とした**手続合理化等**、④**控除上限、控除率に関する時限措置の延長**などを行う。

	A 総額型	B オープンイノベーション型
	試験研究費総額（Bを除く）に係る控除制度	大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額に係る控除制度
控除率 控除額を計算するための割合	○大企業 試験研究費の増減に応じて6～14% （※10%超は令和2年度末までの措置） ○中小企業者等 試験研究費の増加に応じて12～17% （※12%超は令和2年度末までの措置）	○相手方が大学・特別研究機関等 試験研究費の30% ○相手方が研究開発型ベンチャー 試験研究費の25% ○相手方がその他（民間企業等） 試験研究費の20% ③手続の合理化等
控除上限 法人税額から控除できる上限割合	法人税額の 25%まで （ベンチャー40%まで） 試験研究費の割合が一定基準超の場合に控除上限を 最大10%上乗せ （※令和2年度末までの措置） ①控除上限の引上げ	法人税額の 10%まで
控除対象	②クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の追加 ④※の時限措置の延長要望	

(3) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】

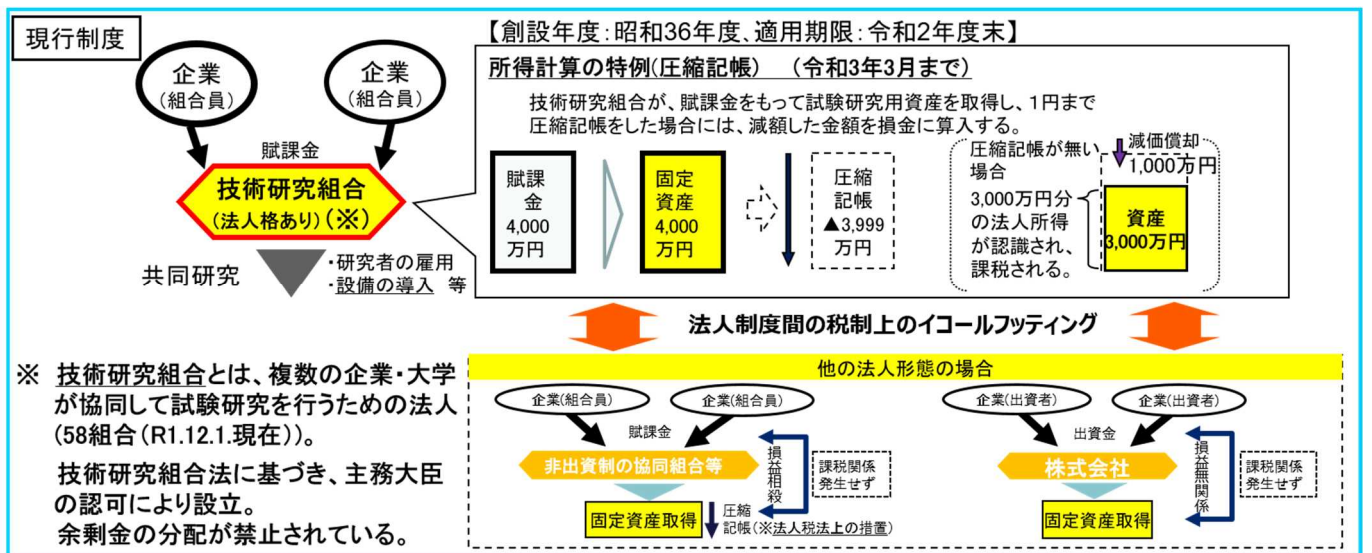
東日本大震災において被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、令和2年度末まで消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする措置がなされているところ、**本措置を延長**する。



(4) 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（経済産業省等^(※)との共同要望）【法人税】

※「等」は、総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省を指す。

技術研究組合が、組合員からの賦課金により試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入できる特例の適用期限が令和2年度末までの時限措置であることから、**本措置を延長**する。



2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の在り方の見直し【ゴルフ場利用税】


ゴルフは大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、オリンピックの正式競技にもなっている国民的スポーツである一方で、スポーツの中で唯一ゴルフにのみ課税されている状況であることから、最終的な撤廃の目標は掲げつつ、本税の在り方についての見直しを要望する。




3. 文化関係

(1) 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】

現在、文化財保護法等に基づき特定美術品に認められている相続税猶予の対象となる財について、現行の特定美術品に加えて、一定の現代美術品を追加する。



個人




特定美術品

文化財保護法に基づく認定保存活用計画に記載されたものであって、重要文化財（美術工芸品）もしくは登録有形文化財のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

**特定美術品を寄託しており、
相続後も当該寄託を継続する場合、
当該美術品に係る相続税の8割が猶予**

**⇒ 相続税猶予の対象となる財の類型に
一定の現代美術品を追加**



寄託先美術館

博物館法に規定する博物館又は同法の規定に基づき博物館に相当する施設として指定された施設。

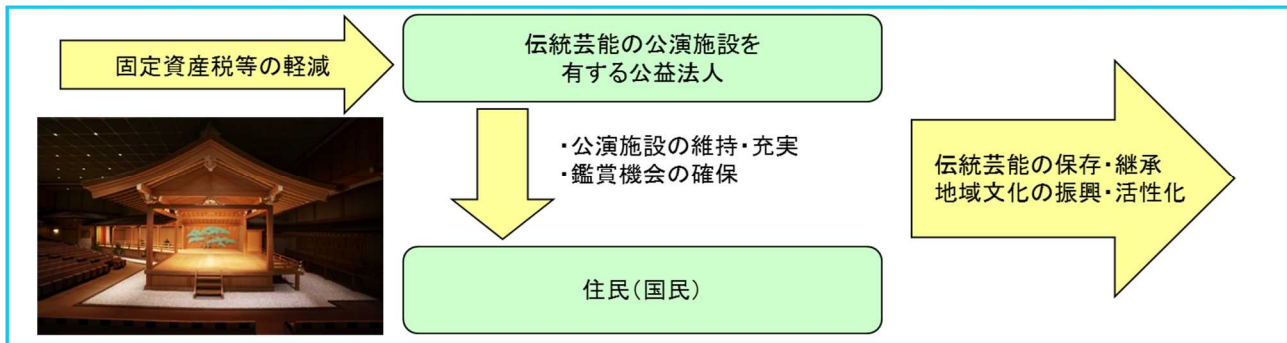
(2) 地域における文化観光の推進に資する文化財（古民家等）の取得に係る特例措置の創設（国土交通省との共同要望）【不動産取得税】

文化観光推進法に基づき認定された計画に記載された事業において当該事業の実施主体（博物館等の文化資源保存活用施設の設置者や DMO 等の文化観光推進事業者）が取得する文化財（古民家等）に係る不動産取得税の軽減措置（課税標準2分の1）を講ずることにより、地域における文化資源の活用を一層促進する。



(3) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税については、令和2年度末まで軽減措置（課税標準2分の1）が講じられているところ、本措置の恒久化を図る。



参 考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』（平成24年法律第49号）
第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し【固定資産税等】

文化芸術のより一層の振興を図るため、株式会社等の民間の法人が所有する文化施設（博物館、劇場・音楽堂）に係る固定資産税等について、課税の在り方の見直しを要望する。

